

第2回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年8月28日(月)午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会長	7番	中井	悟		
会長職務代理	13番	西元	道啓		
委員	1番	天水	さとい	2番	近藤 一祝
	3番	安田	伸二	5番	向山 博
	6番	坂野	幸夫	8番	山田 清隆
	9番	岩間	勇市	10番	杉本 峯一
	11番	吉田	靖志	12番	椿 新二
	14番	高山	重人	15番	親谷 隆
	16番	伊藤	忠幸		

4 欠席委員 なし

5 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 諸報告について
- 第4 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第7 平成29年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について
- 第8 蘭越町農業振興プロジェクト会議の委員推薦について
- 第9 山麓地区農業委員会協議会臨時総会について
- 第10 後志地方農業委員会連合会臨時総会について
- 第11 一般社団法人北海道農業会議臨時総会について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

- 議 長 ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第2回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
 それでは、日程にしたがって進めて参ります。
 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 それでは、1番天水委員と2番近藤委員を指名いたします。
 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
 これにご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認めます。
 よって、会期は本日1日間と決しました。
 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
 第1回の総会以降の諸般について、報告いたします。
- ・ 農業委員会新体制町長へ挨拶
 - ・ 山麓地区農業委員会協議会臨時総会
 - ・ 戦没者追悼式
 - ・ 後志地方農業委員会連合会臨時総会
 - ・ 山麓地区農業委員会協議会研修会
 - ・ 北海道農業会議臨時総会
- 以上で諸般の報告を終わります。
 日程第4、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1について、上程いたします。事務局から説明願います。
- 上仙係長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について

て、議決を求める。平成29年8月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

譲渡人は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、〇〇さんの圃場の中に隣接する土地の取得であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 NO1について、担当委員の補足説明を願います。

2番 (近藤委員) 場所につきましては、〇〇の近くで、道道沿いになります。林道がありまして、道道と林道に沿って〇〇〇番の〇〇の土地があります。水田ということで確認をいたしました。以上です。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第1号は、原案のとおり許可することといたします。

日程第5、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩といたします。(〇〇委員退席)

再開します。

NO1について、上程いたします。事務局から説明願います。

上仙係長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成29年8月28日提出、蘭越町農業委員長名。

申請人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡、申請理由は、農作業用機材置き場とするためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は、第2種農地です。判断理由としては、〇〇〇に〇〇が位置する農地です。既存の農業用施設に隣接する農地に農作業用機材の置き場として利用するものであり、近傍地にある土地は〇〇で〇〇されていることから、当該農地を選択したものであり、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、一般社団法人北海道農業会議への意見聴取につきましては、転用目的が農業用施設である案件は意見聴取の対象から除外できるものであることから、意見聴取しないこととしたいと事務局では考えます。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

3番
(安田委員)

番号1番の件ですが、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇さんの住宅の〇〇を挟んで〇〇の〇〇のすぐ隣になっています。何年か前から農地パトロールの対象地区になっておりましたが、面積も少なく三角形の形をしていて、生産性も大変悪くて、このような運びになりましたのでよろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり決定し、許可することとします。
暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)
再会します。

日程第6、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO2について、上程いたします。事務局から説明願います。

上仙係長

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成29年8月28日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年9月6日から平成30年9月5日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑が〇〇〇円です。田につきましては、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年9月6日から平成32年9月5日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で、字〇〇〇番〇〇が〇〇〇円、その他については〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件と

しては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 NO1からNO2について、担当委員の補足説明を願います。

9番
(岩間委員) 番号1番について説明いたします。理由につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、道道〇〇線、〇〇に向かいまして〇〇〇さんの住宅の裏側から〇〇に掛けての
一帯の土地になりますのでよろしくお願いたします。

16番
(伊藤委員) 内容につきましては、事務局の説明のとおりです。田ですが、〇〇〇番〇〇につきましては〇〇を越えて町道の右側にある1枚です。他につきましては、〇〇さん宅の周辺にある土地です。以上です、よろしくお願いたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
本案のNO1～NO2については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO1～NO2については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

次に、NO3～NO4について、上程いたします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO3～NO4について、事務局から説明願います。

上仙係長

その3、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年9月6日から平成35年9月5日までの6年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年9月6日から平成35年9月5日までの6年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で、〇〇〇番〇〇と〇〇〇番〇〇が〇〇〇円、〇〇〇番〇〇が〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

その3とその4の〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO3からNO4について、担当委員の補足説明を願います。

13番
(西元委員)

内容に関しましては、今事務局が説明したとおりでございます。3番、4番共に。〇〇さんの土地ですけれども、場所は、〇〇さん宅から〇〇の方に入ったところに1筆と〇〇を〇〇ところに1筆です。〇〇さんの圃場ですけれども、〇〇さんの住宅の農道を挟んだ向かい側、それと〇〇さんの住宅から〇〇の方に入って行ったところにある1筆です。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
本案のNO3～NO4については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO3～NO4については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)

再開します。

次に、NO5について、上程いたします。事務局から説明願います。

上仙係長

その5、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年9月6日から平成35年9月5日までの6年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO5について、担当委員の補足説明を願います。
内容に関しましては、事務局の説明したとおりでございます。

13番
(西元委員)

場所は、〇〇の〇〇の〇〇から〇〇の方に向かって上がって行った奥の圃場になります。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案のNO5については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO5については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第7、議案第4号平成29年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定についてを議題とします。事務局から説明願います。

谷口局長

議案第4号平成29年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について。平成29年8月28日提出。蘭越町農業委員長名。皆さんのお手元に別冊で平成29年度蘭越町農業委員会活動強化指針案をお配りしております。また事前に皆さんの方にお目通しいただきたいということでお配りをしておりますので、今日は構成と要点をかいつまんで説明させていただきたいと思います。まず指針の案ですが、1ページから4ページまでは総括になりまして、農業・農村を取りまく情勢、農業委員会組織をめぐる情勢ということでまとめていただいて、その後農業委員会の体制等記載させていただいております。5ページに移っていただきたいと思います。3の1ですが、専門委員会の検討事項ということで農作業雇用標準賃金の設定、これは11ページの方に載せておりますけれども、平成29年度は改定を行わないということで決定されております。それから4番目農地法に関する主な取り組み状況でございますが、まず(1)として遊休農地に関する利用状況調査、これはですね、農地と担い手を軸とした運動の一環として農地パトロール月間を設定して、町担当課と共に農地利用状況調査を行ったということでありまして、7月から9月の3ヶ月間を農地パトロール月間と設定しまして、9月1日・6日・7日の3日間、8班体制で利用状況調査を行っております。(2)の農地の貸借情報ですけれども、これは12ページに載せてございますが、平均額、最高額、最低額等を公表しております。過去1年間における農地の賃借料については12ページということになっております。6ページに入ってくださいまして、その他の業務であります。(1)といたしまして、認定農業者の状況等についてですね行政

の方と連携を取りながら、認定農業者の手続きを推進してまいりました。また、農政活動の推進ということで、(2) プロジェクト会議の方にですね、各専門委員会の方から1名ずつということで、近藤委員と西元委員を推薦いたしまして、プロジェクト会議の中で議論を進めていただいております。28年度はですね農業後継者の育成をテーマに協議検討がなされまして、プロジェクト会議の方から専業農家が目指す経営指標を策定して、町長の方へ答申がされております。7ページから11ページまでは各取組の数字的な資料を載せてございますので、ご覧いただければと思います。13ページに移っていただきたいと思います。今年度の重点活動目標案ということで、まず(1)の重点活動目標の設定であります。上から5行目ですけれども、平成28年4月から施行された農業委員会等に関する法律において、農業委員の選出方法がこれまでの公選制から任命制に改められました。また、農地利用の最適化を強化していく内容となっており、農地の利用集積の促進など農地・担い手に関する対策を更に進めていく必要があります。こうした中で、以下系統組織との関わり、それから国際交渉の問題、農地流動化に関わる制度への対応を記載させていただいております。次のページに移っていただきまして、上段ではこれからの農業の振興策というものを触れております。(2)ですけれども、農業委員会の新たな体制ということで、14ページから15ページに記載されております。16ページに移っていただきたいと思います。(5)として重点目標と具体的な内容ということで記載させていただきました。構成としては昨年度と変わっていないのですが、まず1点目として農業委員会の体制強化ということで、基盤強化等の促進事務における担い手の育成対策を中心とした活動が的確に対応できるよう質の高い農政活動の強化に努めるということで、各専門委員会を機能させながら取り進めていければと思っております。2点目でございます、担い手、認定農業者、新規就農者の育成、確保及び高齢化対策についてということで、新規就農希望者の相談や受入農家の推進、研修農場の運営や研修生の育成に対して、関係機関とともに積極的に関わることにするというものでありまして、新規就農者との懇談会等を計画できれば良いのかなと思っております。17ページの方に移っていただきたいと思っております。3点目としまして、食料、農業、農村基本計画、F T A等国际交渉問題に向けた取り組みについてということで、F T AやE P A等の国際交渉は政府が言う食料自給率向上とは程遠い内容となっているということで、北海道農業会議をはじめと

する系統組織とともにですね、国等の動向を見ながら取り組んでまいりたいと思っております。4点目でございます。農地流動化対策の機能充実と遊休農地対策の強化についてということで、人・農地プランと農地中間管理事業を積極的に活用し、人と農地の問題解決を本来業務とする農業委員会組織として、地域における話し合い活動の推進を図るほか、農地の貸し手の意向の把握と担い手への結びつけ活動に積極的に取り組んでいくという事で、あと遊休農地問題については、農地パトロール月間を7月から11月に設定して、全町の実態調査と適正な指導を実施し、地域の農業者との利用調整に努めるということでもあります。まず、地域における話し合い、これはですね、アンケート等を実施するなど地域の意見を吸い上げるような活動をできればいいのかなと思っております。農地パトロールの方はですね、7月から11月ということで、10月中旬から下旬、収穫後にできればと考えております。5点目については、このような形で随時公表するという取り組みを行って行きたいと思えます。次のページに移っていただきまして、6点目でございます。農業者年金の加入推進についてですが、本町における対象者の把握と制度のPR、各種会議での働きかけについて、実施してまいりたいと思えます。その他でございます。基盤整備事業の実施にあたって、予算確保を求めするため、関係機関への要望活動を展開していくということで、多岐にわたりまして具体的な活動内容ということで記載させていただきました。以上、強化指針案について上程いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長

只今局長から説明がありました。そして、以前に皆様方に配布しておりますので、十分読んでいただけたと思えますけれども、ご意見や質問等はありませんでしょうか。

2 番
(近藤委員)

重点目標と内容が7項目ありますが、農地専門委員会と農政専門委員会があるので、農政に関わるものは農政専門委員会で協議して、農地は農地専門委員会で協議できるような体制で分けて活動を、全体でやるものは全体でやるのですけれど、せっかく専門委員会があるのでその中で協議していくほうがやりやすいのではないかと思うのですが。どうでしょうか。

谷口局長

近藤委員のご意見についてお答えいたします。7項目ありますので、近藤委員おっしゃったとおり、会長とも相談しながら、各

取組時期になりましたら、専門委員会を有効に活用しながら項目を分けながら取り進めていくような形で、会長あるいは委員長と協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

議 長 その他に質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
 本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第4号については、異議ないものとして決定し、関係機関にも参考資料として送付することとします。

 日程第8、議案第5号蘭越町農業振興プロジェクト会議の委員推薦についてを議題とします。事務局から説明願います。

谷口局長 議案第5号蘭越町農業振興プロジェクト会議の委員推薦について。平成29年8月28日提出。蘭越町農業委員長名。

 次のページですね、町長からの依頼文がついておりますけれども、平成29年7月28日付けで農業委員会のほうに推薦依頼が来ております。会長と各委員会の委員長、前は各委員会から1名ずつあげていた経過がありまして、会長と各委員長のほうに相談しまして、高山委員と安田委員を推薦したらどうかなということで、この場で提案させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

議 長 ただ今、事務局から説明があり、高山委員と安田委員を推薦してはどうかとの提案がございましたがいかがでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 それでは、高山委員と安田委員を推薦することとし、町に通知いたします。

 日程第9、報告第1号山麓地区農業委員会協議会臨時総会について、事務局から報告願います。

谷口局長

報告第1号山麓地区農業委員会協議会臨時総会について。平成29年8月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

8月1日に蘭越町で開催されました、山麓地区農業委員会協議会の臨時総会について報告いたします。

出席は、中井会長と西元代理と事務局から私と係長の4名で出席しております。この度の臨時総会は、新たな制度による各農業委員会の委員の任命に伴い、当協議会についても新たな役員を選出するため開会されております。本日、改選後の名簿をお手元に配付しておりますが、協議の結果、会長に京極町の後藤会長が就任し、副会長には倶知安町の大橋会長と本町の中井会長が就任されております。理事にはニセコ町の荒木会長、喜茂別町の川邊会長、監事には真狩村の藤田会長、留寿都村の香川会長が就任いたしました。幹事会については、京極町の加藤事務局長が幹事長、私が幹事となりましたのでご報告いたします。また、当協議会から後志地方農業委員会連合会への役員の出選ですが、副会長に京極町の後藤会長、理事に倶知安町の大橋会長、監事に本町の中井会長を選出することで決定されております。

議長

日程第10、報告第2号後志地方農業委員会連合会臨時総会について、事務局から報告願います。

谷口局長

報告第2号後志地方農業委員会連合会臨時総会について。平成29年8月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

8月7日に倶知安町で開催されました、後志地方農業委員会連合会臨時総会について報告いたします。出席は、中井会長と事務局から私の2名で出席しております。この度の臨時総会は、新たな制度による各農業委員会の委員の任命に伴い、各ブロックの役員改選によって、当連合会についても新たな役員を選出するため開会されております。本日、改選後の名簿をお手元に配付しておりますが、協議の結果、会長に赤井川村の阿部会長が就任し、副会長には黒松内町の居川会長と山麓ブロック、京極町の後藤会長が就任されております。理事には倶知安町の大橋会長、共和町の今村会長、積丹町の高野会長が就任し、監事には島牧村の坂下会長と本町の中井会長が就任いたしました。事務局は仁木町から赤井川村に移り、私は幹事となっております。また、北海道農業会議理事及び常設審議委員には赤井川村の阿部会長を推薦することが決定され、ようてい農業協同組合役員報酬審議委員には京極町の後藤会長を推薦することが決定されましたので報告いたしま

す。臨時總會終了後ですが、ホテル第一会館にて意見交換会を開催しております。

議長 日程第11、報告第3号一般社団法人北海道農業会議臨時總會について、事務局から報告願います。

谷口局長 報告第3号一般社団法人北海道農業会議臨時總會について。平成29年8月28日提出。蘭越町農業委員長名。

8月24日に札幌市で開催されました、北海道農業会議の臨時總會について報告いたします。中井会長と事務局から上仙係長が出席しております。この度の臨時總會は、新たな制度による各農業委員会の委員の任命、また各連合会の役員改選による当會議の理事の辞任に伴い、新たな役員を選出するため開会されております。後志地方農業委員会連合会の前会長でありました、仁木町の天野会長が辞任され、先日会長に就任されました、赤井川村の阿部会長が理事に就任されておりますのでご報告いたします。

議長 以上で、本日の總會に付議された案件の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第2回農業委員会總會を閉会いたします。

午後2時10分終了

以上のおり會議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟